

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県外商拠点設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県産品の地産外商を推進するとともに、観光等の県情報を発信するため、県内の地域商社及び地域商社的機能を有する県内事業者（以下「補助事業者」という。）が設置する店舗であって、高知県アンテナショップ認定要綱に基づき認定するものの開設に要する経費を予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費等は別表第1に定めるとおりとし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、第7条の規定により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき及び県税の滞納があるときを除く。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業に関し、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別記第2号様式による事業実施計画変更(中止又は廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者に関する変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象経費の増額
- (4) 補助対象経費の30パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税又は地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第7条の規定に違反したとき又は第9条の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第5号、第9条第3項並びに第10条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費等

補助対象経費	補助率
高知県産品を販売する店舗の整備に要する次の経費に係る備品購入費、需用費等	
県産品のPRに不可欠な設備購入等に係る経費	10分の10以内
上記以外に係る経費	2分の1以内

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年度高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務を補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名
(生年月日)

印

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付申請書

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

3 補助対象事業 事業着手予定日 平成 年 月 日
完了予定日 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

5 補助金の振込先

銀行名	支店名
預金種別 普通・当座	口座番号
口座名義	
(カナ)	

添付書類 1

事業（変更）計画書

補助事業者名：_____

1 事業実施計画

現状及び課題	
事業目的及び目指す成果	
事業の内容	

2 補助事業に関する経費

店舗の整備に要する経費のうち、

① 県産品のPRに不可欠な設備購入等に係る経費

工事内容	工事実施期間	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助申請金額(円) 10/10以内
	平成 年 月 ～平成 年 月			

② ①以外に係る経費

工事内容	工事実施期間	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助申請金額(円) 1/2以内
	平成 年 月 ～平成 年 月			

(注) 事業実施計画変更承認申請書に添える場合は、変更のある部分について、変更前後を対比して記入してください。

(添付書類)

- 1 補助事業者が店舗開設にあたって締結した店舗施設使用承諾書（もしくはそれに類する書類）の写し、
工事区分表及び補助事業における経費の積算基礎に関する資料
- 2 定款及び登記事項証明書
- 3 財務関係書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては貸
借対照表及び損益計算書で、交付申請日の直前1事業年度分のもの）
- 4 県税の滞納がないことの証明書（交付申請日の直前1事業年度分のもの）
- 5 1から4までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

添付書類2

収 支 予 算 書
 (変更収支予算書)
 (収支決算書)

<収入の部>

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	(当初予算額) (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

<支出の部>

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	(当初予算額) (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
	円	円	円	
計				

- (注) 1 「区分」欄は、適宜記入してください。
 2 当初の収支予算書については、比較増減の記入は不要です。

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

印

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金
事業計画変更（中止又は廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止又は廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類（変更内容により、次に掲げるもののうち必要な書類を添えてください。）

- (1) 変更計画書（添付書類1）
- (2) 変更収支予算書（添付書類2）
- (3) (1)及び(2)のほか、変更内容が分かるもの

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

印

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で（変更）交付の決定がありました平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金について、平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 添付書類

概算払の必要があると認められる資料等

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

印

平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で（変更）交付の決定がありました平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

1 事業に要する全経費、補助対象経費、補助金交付決定額等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業に要する全経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付決定額 | 円 |
| (4) 概算払を受けた額 | 円 |

2 補助対象事業

- | | | | | |
|-------------|----|---|---|---|
| (1) 事業着手日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 店舗操業開始日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (3) 事業完了日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |

（添付書類）

- 1 収支決算書（添付書類2）
- 2 事業実施報告書（添付書類3）
- 3 事業で取得した財産の明細（添付書類4）
- 4 支出関係証拠書類（契約書、請求書、領収書等）
- 5 1から4までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

事業実施報告書

補助事業名

1 事業実績

事業名	
事業実績	
事業成果及び効果	

2 補助事業に関する経費実績

店舗の整備に要する経費のうち、

① 県産品のPRに不可欠な設備購入等に係る経費

工事内容	工事実施期間	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助申請金額(円) 10/10以内
	平成 年 月 ～平成 年 月			

② ①以外に係る経費

工事内容	工事実施期間	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助申請金額(円) 1/2以内
	平成 年 月 ～平成 年 月			

添付書類 4

取得財産等管理台帳（平成 年度）

補助金名：平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金

区分 財産名	規格	数量	単価	取得金額 (税抜) A	取得 年月日	設置 場所	県補助 金額 B	圧縮後 金額 C=A-B	減価償却 年数	備考

- (注) 1 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- 2 取得金額は税抜きで記入してください。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 4 減価償却年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間のことをいいます。記入にあたっては、税理士又は税務署に確認することとし、確認先を「備考」欄に記入してください。

第5号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

印

平成30年度消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で（変更）交付の決定がありました平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金について、平成30年度高知県外商拠点設置事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	円
補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等（a）	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等（b）	円
補助金返還相当額（b）－（a）	円